

消費税法改正のお知らせ

税 国税庁
令和8年4月

令和8年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は以下のとおりです。

主な改正項目

- I インボイス制度に係る経過措置の見直し
- II 国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し
 - 1 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し
 - 2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し
- III 現金取引等における輸出免税要件の見直し
- IV 暗号資産等に関する課税関係の見直し
- V 不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し

I インボイス制度に係る経過措置の見直し

インボイス制度に係る経過措置について、以下の2点が見直されました。

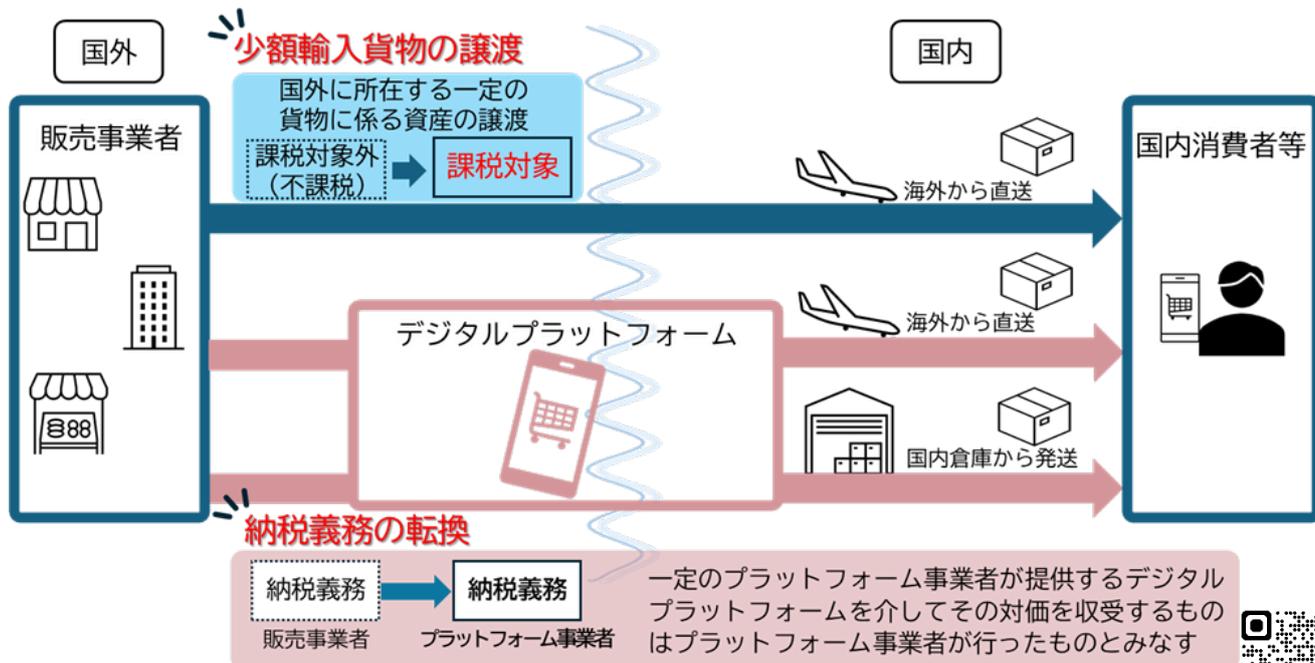
- 1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の改正（3割特例）
- 2 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正（7・5・3割控除）

この改正内容について詳しくは、[インボイス制度特設サイト「令和8年度税制改正特集」](#)をご覧ください。



II 国境を越えた電子商取引に係る課税関係の見直し

通信販売の方法により行われる資産の譲渡について、課税関係の見直しが行われました。



この改正内容について詳しくは、「[国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税関係について](#)」をご覧ください。



【適用開始時期】

令和10年4月1日以後に行われる資産の譲渡について適用されます。

1 少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し

(1) 課税対象の見直し

事業者が通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送する資産の譲渡で、一の資産について対価の額が1万円（税抜き）以下の資産の譲渡（「特定少額資産の譲渡」といいます。）は、国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象となりました。

特定少額資産の譲渡を行う事業者は、国内事業者であるか国外事業者であるかに関係なく、当該特定少額資産の譲渡について消費税の申告・納税を行う必要があります（消費税の免税事業者を除きます。）。なお、特定少額資産の譲渡であっても、第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行うもので、その対価を第二種プラットフォーム事業者を介して收受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者が当該特定少額資産の譲渡を行ったものとみなして、申告・納税を行うこととなります。

第二種プラットフォーム事業者については、「2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し」をご覧ください。

■ 輸入時の課税関係

保税地域から引き取る際の課税貨物の額が1万円以下である場合、原則としてその引取り時の消費税は免除され、1万円を超えることとなった場合には、その引取り時に消費税が課されることに変更はありません。ただし、保税地域から引き取られる課税貨物のうち、税務署長の登録を受けた事業者（次の(2)を参照）が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、その引取り時の消費税が免除されることとなります。

(2) 特定少額資産販売事業者の登録制度の創設

特定少額資産の譲渡を行い、又は行おうとする事業者であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者は、税務署長の登録を受けることができます。登録を受けるか否かは事業者の任意であり、登録を受けようとする事業者は、「特定少額資産販売事業者の登録申請書」を、納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

■ 特定少額資産販売事業者の登録申請書は令和9年10月1日から提出することができます。

この登録を受けた事業者を「特定少額資産販売事業者」といい、以下の事項が国税庁ホームページにおいて公表されます。

■ 国税庁ホームページに公表される主な事項

- ・ 特定少額資産販売事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ・ 特定少額資産販売事業者の登録年月日
- ・ 特定少額資産販売事業者が法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地

<登録する事業者の要件>

特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする事業者は、消費税の課税事業者である必要があります。（※登録を受けた事業者は、その登録を取り消さない限り、消費税の免税事業者となることはできません。）

<登録の効果>

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、その課税貨物が特定少額資産販売事業者の行う特定少額資産の譲渡に係るものに該当するものであり、輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）等に以下の事項を付記することにより証明されたものである場合は、その引取りに係る消費税が免除されます。

■ 輸入申告書等に付記する事項

- ・ 課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号
- ・ 課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

<登録を受けた事業者の義務>

特定少額資産販売事業者が特定少額資産の譲渡を行った場合には、当該特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書その他の書類（電磁的記録を含みます。）に以下の事項を記載又は記録し、その特定少額資産を輸入しようとする者又は輸入申告を代理する通関業者に対して通知する必要があります。

■ 通知しなければならない事項

- ・ 特定少額資産販売事業者の登録番号
- ・ 当該資産が特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

2 デジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し

オンラインモールなどのデジタルプラットフォームを提供している事業者で、以下の指定要件を満たす事業者として、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者を「**第二種プラットフォーム事業者**」といいます。

第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行う次の①及び②の資産の譲渡で、当該第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、**当該第二種プラットフォーム事業者がこれらの資産の譲渡を行ったものとみなして、消費税の申告・納税を行うこととされました。**

■ 第二種プラットフォーム事業者の指定要件

プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して行われる①と②の資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が**50億円を超えること**

- ① 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随する資産の譲渡等を含みます）
- ② 事業者が行う特定少額資産の譲渡

<第二種プラットフォーム事業者の届出義務と指定・公表>

指定要件を満たす事業者は、その課税期間の確定申告書の提出期限までに「**プラットフォーム事業者の指定届出書**」を、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります。

■ 制度開始時における届出及び指定について

第二種プラットフォーム事業者の指定要件を満たすかどうかは、令和9年1月1日から3月31日までの期間における上記指定要件①と②の資産の譲渡に係る対価の額の合計額に4を乗じて1年換算した金額が50億円を超えているかどうかにより判定し、**令和9年6月30日までにプラットフォーム事業者の指定届出書を提出する必要があります。**

この場合、**令和10年4月1日にその指定の効力が生じます。**

国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者を指定したときは、第二種プラットフォーム事業者に対して指定した旨を書面で通知するとともに、以下の事項を国税庁ホームページに公表します。

■ 国税庁ホームページに公表される主な事項

- ・ 第二種プラットフォーム事業者に係る**デジタルプラットフォームの名称**
- ・ 第二種プラットフォーム事業者の**氏名又は名称**
- ・ 第二種プラットフォーム事業者の**指定の効力が生ずる年月日**

<第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合>

国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた事業者は、当該第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税が適用される旨及びその指定の効力が生ずる年月日を通知する必要があります。

第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者が消費税の申告・納税を行うこととなりますので、当該資産の譲渡を行う事業者において消費税の申告・納税は不要です。

第二種プラットフォーム事業者が適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）である場合、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡について、第二種プラットフォーム事業者に**適格請求書（インボイス）の交付義務が生じます。**

Ⅲ 現金取引等における輸出免税要件の見直し

事業者が輸出として行う資産の譲渡又は貸付けのうち、その輸出取引の代金を現金又は支払いが取引相手からのものであることが明らかでない方法で受領するものについては、現行の輸出免税の適用要件となっている輸出許可書等の保存に加えて、輸出の仕向国における輸入許可書に相当する書類（その電磁的記録を含みます。）を保存しなければならないこととされました。

※ 例えば、銀行振込や荷為替手形による決済などは、支払いが取引相手からのものであることが明らかでない方法で受領するものには該当しません。

【適用開始時期】 **令和8年10月1日以後**に行われる資産の譲渡又は貸付けについて適用されます。

Ⅳ 暗号資産等に関する課税関係の見直し

暗号資産の譲渡及び貸付け並びに電子決済手段の貸付けについて、以下のとおり課税関係の見直しが行われます。

改正内容	改正前	改正後
暗号資産及び電子決済手段の貸付け	課税	非課税
暗号資産の譲渡に係る課税売上割合の計算	算入しない	譲渡の対価の額の5%を算入

【適用開始時期】 **消費税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第96号）**において定める日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

Ⅴ 不動産取引の仲介等に関する課税関係の見直し

事業者が非居住者から依頼を受けて、当該非居住者の国内に所有する不動産を売却した際に受け取る仲介手数料等については、輸出免税の対象とされていましたが、非居住者に対して行う国内に所在する不動産等の売買、交換又は貸借の代理又は媒介といった役務の提供等については、その役務の提供等を受ける者の居住地にかかわらず、**消費税の課税対象（輸出免税の対象外）**とされました。

【適用開始時期】 **令和8年10月1日以後**に行われる資産の譲渡等について適用されます。

【経過措置】 **令和8年3月31日**までに締結された契約に基づき事業者が行う資産の譲渡等については、改正前の消費税法が適用されるため、輸出免税の対象となります。

- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) では、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー（よくある税の質問）や消費税法の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。